

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「人を創り、人に尽くす」の企業理念の下、当社を取り巻くステークホルダーの利益を守り、ステークホルダーの期待に応えていくため、経営の健全性、効率性、透明性の視点からコーポレート・ガバナンスの強化に努め、さらなる改善を図り、持続的な企業成長を目指すことを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使のための環境整備】

2019年11月開催の定時株主総会より、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用し、機関投資家や海外投資家による議決権電子行使が可能な環境を提供しておりますが、招集通知の英訳は行っておりません。海外株主比率10%超を目処に、株主構成の動向を踏まえ、招集通知の英訳を検討いたします。

【補充原則4-10-1 独立した諮問委員会の設置】

当社は、任意の独立した諮問委員会を設置しておりませんが、取締役候補の選任や取締役の報酬については、取締役会の決議に先立ち、独立役員に対し説明を行い、適切な助言を得ております。このように、取締役候補の選任や取締役の報酬について、独立役員の適切な関与・助言を得ていることから、これらに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は十分担保されているものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式として上場株式を保有しておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役の競業取引及び利益相反取引については、取締役会の決議事項と定めており、社外取締役を含む取締役会であらかじめ重要な事実を開示した上で審議いたします。また、定期的に関連当事者と当社の取引の有無について確認しております。

なお、取引が生じた際は、関連法令に従い、関連当事者取引として開示書類に適切に記載いたします。

【原則2-6 企業年金】

当社は、企業年金制度を採用しておりません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)「M&Aは、人の想いでできている。」を、企業信条とし、顧客のニーズに真摯に対応したM&Aを提案。経営環境の変化や時代の変遷に対応する企業の経営体制の構築をM&Aを通じて支援することにより、広く社会に貢献することを経営理念とし、その実現のために、M&A成約件数で日本トップとなることを目標としております。その経営理念や経営方針については、有価証券報告書、決算説明資料、当社のホームページを通じ開示しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書に記載のとおりです。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、有価証券報告書を通じ開示しております。役員報酬は、業績に関する経営責任を明確にする観点から、固定的な報酬と業績連動の報酬に区分し、取締役会で決議しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、執行役員以上からの推薦や評価をもとに、独立役員の意見を聴取したうえで、審議を行っております。

(5)取締役候補及び監査役候補の選解任の説明については、株主総会招集通知の株主総会参考書類において、候補者の氏名、経歴、その選任理由等を記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社取締役会は、監査役会設置会社制度の枠組みを活用し、株主総会決議や法令及び定款に基づく専決事項や、取締役会規程に基づく会社の重要な意思決定を行っております。

一方で、意思決定の迅速化や審議の効率化のため、執行役員制度を設け、社内規程を整備し、日常の執行については経営陣に委ねております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の選任にあたって、企業経営や各専門分野における豊富な経験と高い見識ならびにその職務に相応しい人格を有する方を社外取締役候補者に指名しています。当社の独立性判断基準は以下のいずれの基準にも該当しない者としております。

<独立性判断基準>

- 当社の業務執行者または過去10年間に於いて業務執行者であった者
- 当社の主要な取引先(双方いずれにおいても直近事業年度売上高の2%超)とする者または業務執行者
- 当社の大株主(直近事業年度における議決権保有比率が総議決権の10%を超える株式を保有する者)またはその業務執行者である者
- 当社から多額の寄付、融資、債務保証を受けている団体、法人の業務執行者
- 当社の会計監査またはその社員等として当社の監査業務を担当している者

- f. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体に属している場合は、当該団体との取引において双方の売上高または取引額の2%を超えかつ1,000万円以上)
- g. 当社の取締役、執行役員等、従業員の二親等以内の親族。
- h. 過去3年間に於いて、当社の取締役、執行役員等、従業員、のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
- i. 前各号のほか、当社の一般株主と利益相反関係が生じるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の実効性確保のための前提条件】

取締役の人事に関しては、取締役がその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されることを基本方針としており、定款において取締役会の員数を7名以内としています。さらに、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加えて、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき、選任を行っております。

取締役候補者の選任に際しては、取締役・執行役員からの推薦をもとに、独立役員の意見を聴取したうえで、審議を行っております。

現在、当社取締役会は、6名で構成されており、そのうち2名が独立社外取締役となります。

当社独立社外取締役2名の内訳は、経営実務家1名、公認会計士1名であります。それぞれの分野で見識があり、当社の経営に多面的な社外の視点を積極的に取り入れることができる体制となっています。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の上場会社の兼任状況】

取締役は、取締役会の承認を得ないでグループ外の会社の役員または使用人になってはならず、また社外取締役においても、兼職の範囲は合理的な範囲にとどめるものとしております。なお、重要な兼職の状況については、有価証券報告書・株主総会招集通知にて開示のとおりであります。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性について分析・評価した結果の概要】

取締役会の全体評価として、年に1回、社外役員を含む全役員を対象に匿名でのアンケートを実施し、その結果を取締役会において確認しております。

評価の結果の概要としては、(1)取締役会の構成、(2)取締役会の運営、(3)取締役会の審議、(4)総括、それぞれにおいて、いずれも概ね良好な評価となっております。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役のトレーニング】

取締役は、社内での制度改正等についての適時の研修や情報提供だけでなく、外部組織(信託銀行、監査法人、財務会計基準機構、金融商品取引所等)を通じ、研修への参加や情報入手を行っております。

また、社外取締役は、知識・経験等により、経営やコーポレートガバナンスに関する一定の知識を有していることから、就任時のガイダンスや、社内会議への参加等を通じ、当社の業務に対する理解を深めることを中心にトレーニングを実施しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、企業価値の持続的な向上に向け、株主・投資家と対話を積極的に行い、長期的な信頼関係を確保していきたいと考えています。株主・投資家との対話については、訪問、来社、電話や電子メール等、管理部担当取締役が統括して必要な部署との連携を図り、対応します。

また、個別面談については、社長または管理部担当取締役が対応します。

当社では、建設的な対話の前提として、以下のような取組みを行います。

- ・個人投資家向け説明会の実施
- ・機関投資家向け決算説明会や機関投資家訪問の実施
- ・決算・会社説明会資料等のウェブサイトでの提供
- ・当社ウェブサイトを通じて投資家意見の収集

対話を通じて得られた意見等については、経営判断に役立てるよう取締役会に報告します。

会社情報の開示は、情報開示規程に則り、迅速性、正確性及び公平性を旨として行います。特にインサイダー取引規制に抵触する行為は、金融商品市場全体の信頼性を著しく損なうことを強く認識し、情報漏えい等が生じないよう情報管理を徹底します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社K&Company	5,400,000	28.27
荒井 邦彦	4,097,000	21.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	628,000	3.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	591,800	3.10
石塚 辰八	577,800	3.02
三井住友信託銀行株式会社	554,000	2.90
鈴木伸雄	540,000	2.83
大同生命保険株式会社	498,000	2.61
金田 和也	352,900	1.85
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST(UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES(IRELAND)LIMITED FOR JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	276,900	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

- 大株主の状況は、2019年8月31日現在の状況を記載しております。
- 割合は自己株式250,036株を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田代 正明	他の会社の出身者											
小駒 望	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「—」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田代 正明	○	—	経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な立場で、当社の経営全般に助言・提言を行っていただくために選任しております。 同氏と当社の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。

小駒 望	○	—	公認会計士としての豊富な経験と専門性を有し、また上場会社の監査役としての職務経験をもとに、客観的かつ中立的な立場で、当社の経営全般に助言・提言を行っていただくために選任しております。 同氏と当社の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
------	---	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人を選任しており、監査役は、会計監査人と監査計画、監査結果等についての報告受領や定期的な情報交換を行い、有効的かつ効率的な監査の実施に努めております。

また、内部監査につきましては、社長直轄組織である内部監査室が内部監査業務を実施しております。内部監査室は、年間の内部監査計画に則り全部門に対して監査を実施し、監査結果については代表取締役社長に都度報告するとともに、内部監査の状況や検出された問題点を監査役にも報告しており、監査役との連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
荒木 二郎	他の会社の出身者													
寿藤 聡	公認会計士													
黒松 百亜	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」「
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

荒木 二郎	○	社外監査役の荒木氏は、2006年まで当社の株主名簿管理委託先及び業務提携先である住友信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社)の代表取締役でありました。当社は、三井住友信託銀行株式会社との間で、株主名簿管理手数料及び案件紹介料の支払取引等がありますが、取引の性質及び規模等に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断しております。	企業経営や企業統治に関する豊富な経験を当社の監査体制に活かしてもらうために選任しております。 同氏と当社の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
寿藤 聡	○	—	公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしてもらうために選任しております。 同氏と当社の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
黒松 百亜	○	—	弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしてもらうために選任しております。 同氏と当社の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---	----------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役の報酬は、基本報酬のほか、業績に対する経営責任を明確にする観点から、業績連動報酬を支給することとしております。取締役の基本報酬額については、役位、職務内容、職務量等を踏まえて、取締役会の決議により決定する方針としております。

取締役の業績連動報酬については、各事業年度の利益計画を図るとともに、事業の拡大・成長を推進するため、各事業年度の営業利益の目標達成度に応じ、営業利益額に応じた報酬体系としております。営業利益額とは、業績連動報酬控除前の営業利益に基づくものとしております。下記の業績連動報酬の上限額計算式に基づき、各取締役の業績貢献度及び取締役の報酬限度額等を踏まえ、取締役会決議により、具体的な支給額を決定しております。

業績連動報酬の上限額 = 営業利益 × 業績達成係数

業績達成係数

営業利益が期初計画を上回る場合：5 %

営業利益が期初計画の90%を下回る場合：0 %

営業利益が期初計画の90%以上100%以下の水準の場合：5 % × (達成率 - 90%) / (100% - 90%)

(注)上記の営業利益は、業績連動報酬控除前の営業利益に基づくものです。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社の業績及び企業価値の増大を目指すにあたり、意欲及び士気をより一層向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的とし、権利確定条件付き有償ストックオプションを発行しております。付与対象者は、付与決定基準日時点において在籍している社内取締役及び従業員(ただし一定の大株主である者を除く)であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議(取締役の報酬 年額400百万円以内、監査役の報酬年額50百万円以内)を得ております。各役員に対する月額固定報酬について、役位、職務内容、職務量等を踏まえ、取締役の報酬は取締役会で決議し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。なお、業績に対する経営責任を明確にする観点から、固定的な報酬と業績連動の報酬に区分し、業績連動報酬については、取締役会で決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、管理部担当役員及び内部監査室が必要な報告・連絡を行っております。また、管理部より必要に応じて、電子メールや電話を利用し、迅速に情報伝達を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、女性1名を含む取締役6名で構成され、そのうち2名が独立社外取締役となります。毎月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令・定款に定められた事項、取締役会規程に従い、当社の業務執行を決定し、取締役の職務遂行を監督しております。当社独立社外取締役2名の内訳は、企業経営者1名、公認会計士1名で、それぞれの分野で高い見識を認められており、当社の経営に多面的な視点で、取締役会への助言及び監視を行っております。2019年8月期の取締役会は、18回開催しております。全取締役が全ての取締役会に出席しております。

2. 監査役会・監査役

監査役会は監査役3名(うち社外監査役3名)で構成され、コーポレート・ガバナンスのあり方とその運営状況を監督し、取締役の職務執行を含む日常の業務活動を監査しております。社外監査役は、経営経験者や公認会計士、税理士、弁護士であり、それぞれの経験を生かした視点で監査しております。

監査役会は毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討、監査役相互の情報共有等を行っております。2019年8月期の監査役会は、14回開催しております。全監査役が全ての監査役会に出席しております。

3. 執行役員

当社は、業務執行機能を強化し、機動的な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行っております。執行役員は、11名(うち取締役との兼務は2名)で、任期は選任後1年以内に終了する事業年度末日までとしております。

4. 経営会議

適宜、常勤取締役、執行役員、常勤監査役から構成される経営会議を開催し、業務執行の状況報告、重要な問題事項の討議、経営課題や将来展開等の検討を行っております。2019年8月期は、12回開催しております。

5. 営業会議

毎週1回、営業に関連する部門の担当取締役、執行役員、部長から構成される営業会議を開催し、案件の進捗状況や受託状況についての検討、日常的に発生する問題事項の討議を行い、意思決定の迅速化と業務遂行の効率化を図っております。

6. コンプライアンス推進委員会

当社は、社内のコンプライアンス意識を高め、全社的な視点でコンプライアンスを推進していくためにコンプライアンス推進委員会を設置しております。社長が委員長となり、3名の委員で構成されており、必要に応じて開催する方針としております。

7. 内部監査

当社は、社長直轄組織である内部監査室を設け、法令及び社内規程への遵守、不正防止、業務の効率化・社内管理の有効化等の視点で業務監査等を実施しており、重要な問題が検出された場合には社長及び監査役会に報告するとともに、その改善対応についても確認を行っております。

8. 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の機動性、透明性、客観性及び健全性の保持・向上を目的にコーポレート・ガバナンス強化を重要な経営課題であると認識し、取締役を少人数(6名)とする一方で、適正な業務執行及び監査対応に資する体制の構築を図るために、社外取締役2名と社外監査役3名とする現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の正確性にも配慮しながら、可能な限り早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	事業年度末が8月末のため、集中日の問題は生じないものと判断しております。
電磁的方法による議決権の行使	2019年(第23回定時株主総会)から、電磁的方法(インターネット)による議決権の行使方法を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2019年(第23回定時株主総会)から、議決権電子行使プラットフォームを導入しております。これにより機関投資家が招集通知発送日の当日から議案検討に十分な期間を確保できるようになり、議決権行使促進の一助となっております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページで「情報開示基本方針」として公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会及びセミナーを開催し、代表取締役社長が業績や経営方針を説明することを予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期及び通期決算発表後の年2回、アナリスト及び機関投資家に向けての説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項として考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、四半期決算短信、会社説明資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、当社のステークホルダーに対して、適時適切に企業情報を提供することが重要であると認識しており、積極的な情報開示、公表を行っていく方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では下記のとおり内部統制システムに関する基本方針を定め、当該方針に従い内部統制の整備・運用をしております。

1 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令及び定款を遵守し、かつ社会的な要請や期待に応えていくことを企業倫理として醸成していき、コンプライアンス推進委員会を中心に、社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
- ・取締役は、重大な法令違反や社内規程違反を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、必要に応じて外部専門家に協力いただきながら対応に努める。
- ・反社会的勢力との取引排除に向けて、反社会的勢力に対する基本方針を定め、社内に周知し、これらに該当する者に対して毅然とした態度で対応する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・文書管理規程、営業秘密等管理規程を制定し、社内情報の保管・管理を行う。
- ・個人情報保護規程、情報システム管理運用規程等を制定し、安全に情報が管理される体制を構築する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程を制定し、これに基づき、リスクの事前把握に努めるとともに、会社のリスク情報が社長に集約される仕組みを構築し、迅速かつ適切な組織対応を図る。
- ・法律事務所及びその他専門家から必要に応じて助言を受けるとともに、リスクに対して迅速な対応が図れるようこれらの者と密接な関係を構築する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制に基づく職務執行の効率化を図る。

5 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社に関係会社は存在しないものの、新たに関係会社が生じた場合には、遅滞なく関係会社の管理のための規程を制定し、適切な管理体制を構築するものとする。

6 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、その使用人の独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合又は補助すべき使用人の増員を求めた場合、監査役と協議の上、適任と認められる使用人を配置する。
- ・監査人の職務を補助すべき使用人を置いた場合には、その使用人に対する指揮命令、監督、人事考課等の権限は監査役に移譲されるものとする。

7 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ・毎月定期的に取締役会を開催し、取締役から重要事項について報告を行うものとする。また、取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況等を報告するものとする。更に、監査役は、定期的に社長との意見交換会を開催するとともに、定期的に管理部担当役員から業績等についての詳細報告を受ける。

8 監査役の職務執行で生ずる費用又は債務に関する事項

- ・監査役は、毎年、監査役の職務に関する予算を会社に請求できるものとし、また、予算が不足する場合には追加での費用を請求できるものとし、当社は、明らかに職務に関係しないと認められるものが含まれる場合など拒否事由がある場合を除き、これに応じる。

9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・取締役は、監査役の監査環境の整備、向上に協力する。
- ・監査役は、管理部その他の各部門に対して、必要に応じて、監査への協力を求めることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力(暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等)を断固たる姿勢で排除していくため、反社会的勢力に対する基本方針を下記のとおり定め、これを遵守しております。

- ・当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力との取引・契約は行いません。
- ・当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断するために、全役職員が断固たる姿勢で取り組みます。
- ・当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察、暴力団追放運動推進都民センター、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- ・当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行い、かつ、対応する役職員の安全確保に努めます。
- ・当社は、いかなる理由があっても反社会的勢力への利益供与や裏取引は絶対に行いません。

また、上記の基本方針に基づき、具体的な対応指針を制定し、対応指針に基づき反社会的勢力との取引を排除するための体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

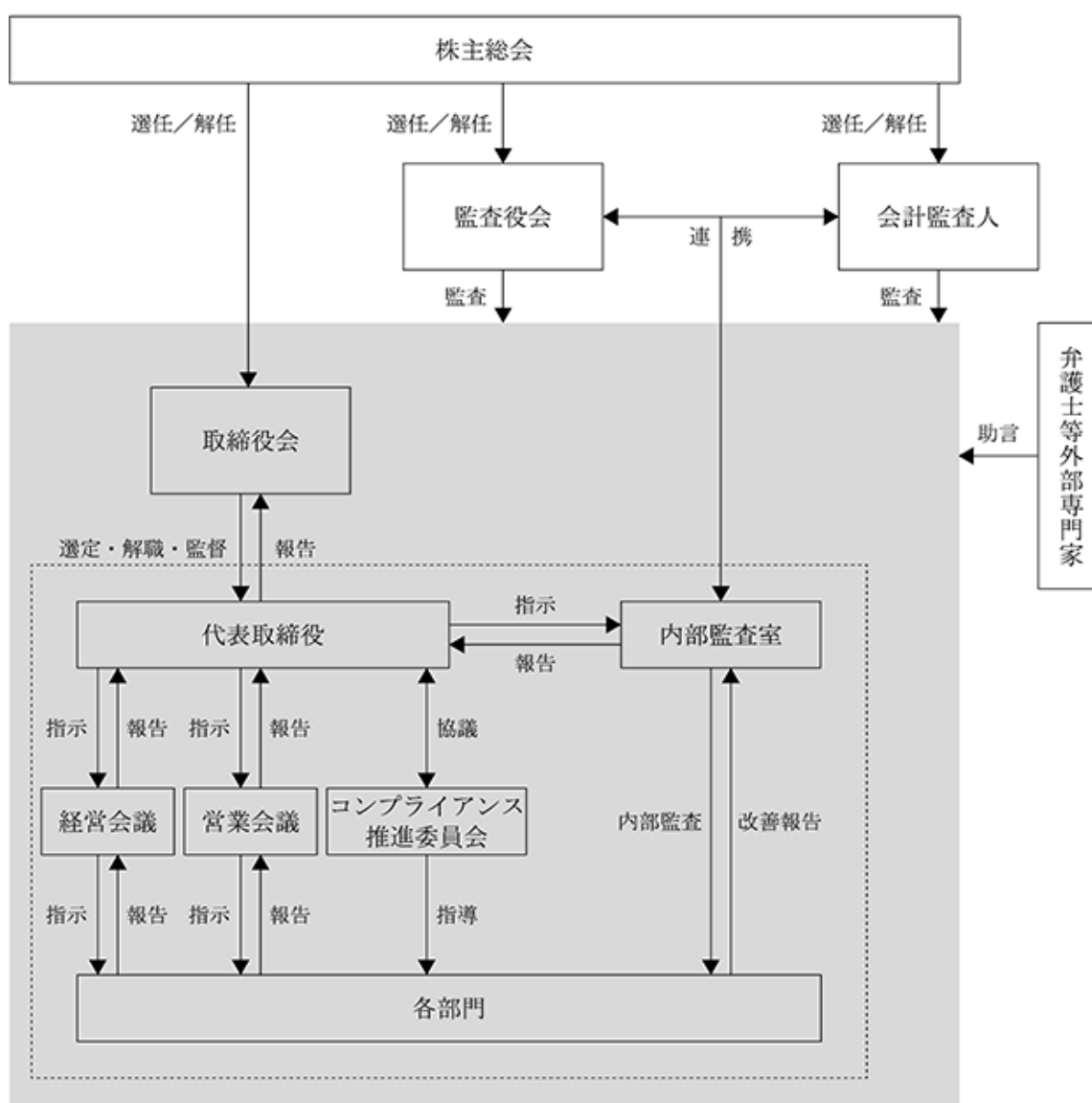
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制の概要】



【適時開示体制の概要（模式図）】

